



クリニックニュース

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 診療所経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

都市部でも、オンライン診療の医師「非常勤」診療所開設を

《政府・規制改革推進会議》

政府の規制改革推進会議は6月1日、「規制改革推進に関する答申」を取りまとめた。経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議では、コロナ後の転換期を迎えた日本経済において、大幅な人手不足や物価上昇といった新しい課題に直面するなか、「成長と分配の好循環」の起爆剤となる成長の実現にはイノベーションによる生産性向上が不可欠としている。

規制改革会議では、▼スタートアップ・イノベーション、▼「人」への投資、▼医療・介護・感染症対策、▼地域産業活性化（農業水産等）、▼共通課題への対策——の5つの重点分野を切り口に議論を行った上、① 各種手続きの見直しによる生産性の向上、② AIの活用に向けた環境整備など、イノベーションの促進によるスタートアップや新産業の創出、③ 「人」への投資の促進による人材の質的量的向上及び④ 地方の社会課題の解決に向けた取組——等、重点分野横断的に規制改革の展開を図っている。

中でも、医療・介護・感染症対策の分野では、わが国の医療・介護制度が中期的に直面する最大の課題の一つは人口構造の変化とし、世界最長の寿命を誇る高齢社会の中で医療ニーズは更に増加する一方で、生産年齢人口は減少し、2021年から30年で更に約3割急減すると見込まれることから、国民が健康寿命を延伸し、どの地域に住んでも必要な医療や介護のサービスを選択、享受できる環境を「患者本位・利用者本位」の考え方の下に再構築することが求められると説明。その上で、課題解決は、デジタルヘルスによって予防や重症化防止等を実現することで、結果的に、医療・介護制度への負担を軽減し、タスクシフト/シェアによって、地域の医療関係職種の偏在に対応、また、個別の医療機関や介護施設等の生産性向上、処遇改善を図るといった3つの軸で考察できるとし、そのための規制・制度改革が必要であるとの見解を示した。

デジタルヘルスの推進について、コロナ禍におけるオンライン診療やオンライン服薬指導に対する特徴的な取組もきっかけとなり、オンライン診療など医療や介護現場におけるデジタル技術の活用はわが国でも少しずつ進展していることを踏まえ、医療や介護分野におけるデジタル技術の活用は、患者にとって「時間」や「距離」の制約を取り払い、適時に患者の自宅等での受診や健康状態の管理を容易にし、「患者本位・利用者本位」の医療・介護サービスの実現に貢献する等の考えから、オンライン診療などデジタルを活用して患者に裨益するサービスを拡大するため、事業者等の予見可能性の向上などに資する措置を講ずるべきとして、▼通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化、▼要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実現、▼プログラム医療機器（SaMD）等の開発・市場投入の促進、▼各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し——等を提案した。「通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化」においては、厚生労働省に対し、個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所について明らかにするとともに、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、今般へき地等において公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能としたことを踏まえ、へき地等に限らず都市部

を含めこのような診療所を開設可能とすることについて、引き続き検討し結論を得ることを求めた。

医療関係職種間のタスク・シフト/シェア等は、高齢者の増加、生産年齢人口の減少、歯止めがかからない地域の過疎化といった人口構造変化により、医療過疎の地域のみならず、それ以外の地域（大都市、地方都市）においても、地域によっては、今後、医師、薬剤師又は看護師の不足がみられる場合も想定される点等を踏まえ、▼在宅医療を提供する環境の整備、▼在宅領域など地域医療における医師—看護師のタスクシェア、▼在宅医療における円滑な薬物治療の提供——等が提案された。

規制改革会議では、この答申の実現に向け、取り上げた規制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要と言及した。

医療情報システムの安全管理に関するGL6.0版、公表

《厚生労働省》

厚生労働省は5月31日、厚生労働省大臣官房 医薬産業振興・医療情報審議官から各都道府県知事等に向け、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」（以下、GL）の策定について、通知を発出した。これは、医療情報システムの適切な取扱い等について取り上げているGLの見直しがなされたことから、改定の主旨や概要等について示したもの。GLの改定は2022年3月以来である。

GLの改定の趣旨は、保険医療機関・薬局において2023年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されており、今後はガイドラインに記載されているネットワーク関連のセキュリティ対策がより多くの医療機関等に共通して求められることとなることから、医療機関等にガイドラインの内容の理解を促し、医療情報システムの安全管理の実効性を高めるため、構成の見直しを行うと説明。また、医療等分野及び医療情報システムに対するサイバー攻撃の一層の多様化・巧妙化が進み、医療機関等における診療業務等に大きな影響が生じていること等を踏まえ、医療機関等に求められる安全管理措置を中心に内容の見直しがなされる。

今回の改定内容は、全体構成の見直しのほか、▼外部委託、外部サービスの利用に関する整理、▼情報セキュリティに関する考え方の整理、▼新技術、制度・規格の変更への対応——等が行われた。全体構成は、概説編、経営管理編、企画管理編、システム運用編の4編構成からなる。その他、参考資料が公表されている。

個人情報取得懸念で、チャットGPTに行政指導

《政府・個人情報保護委員会》

政府の個人情報保護委員会は6月2日、生成AIサービス（質問・作業指示(プロンプト入力)等に応じて文章・画像等を生成するAIを利用したサービス）が普及していることを踏まえ、生成AIサービスの利用に関する注意喚起等を行った。これは、個人情報の適正な取扱いによる個人の権利利益の確保の要請と、新たな技術に基づく公共的な利益（イノベーションの促進、生産性の向上、教育効果の向上、気候変動問題等の国際社会の課題の解決等を通じて、多様な社会的・経済的利益の増進に寄与する可能性）の要請とのバランスに留意しつつ、生成AIサービスを利用するよう促すもの。加えて、同委員会は、開発元のアメリカの企業OpenAI社に対し、6月1日付けで、行政指導をし、要配慮個人情報の取得ならびに利用目的の通知等について、対策の徹底を注意喚起した。